

秘密保持契約書（ひな型）

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 認知症臨床研究・治験ネットワーク（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、治験の計画・実施に関して、甲乙それぞれが有する秘密情報を開示又は提供することについて以下の通り秘密保持契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（情報等の開示）

甲及び乙は、本契約に必要と自らが判断する資料・情報・サンプルを相互に開示する。但し、第三者との契約により秘密保持義務を負っている場合はこの限りではない。

第2条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約に基づき治験の計画・実施の過程で相手方から開示された資料・情報・サンプル、又は治験の計画・実施の結果生じた成果、相互の接触交流により知得した技術上の情報（以下「秘密情報」と総称する。）を秘密として保持し、事前の文書での承諾なしに第三者に開示・漏洩してはならない。但し、次の各号に該当するものは、秘密情報から除外する。

- ① 相手方から開示を受け、又は知得する前に、既に公知となっていたもの。
- ② 相手方から開示を受け、又は知得する前に、既に当該秘密情報受領者が所有していたもので、その事実を証明できるもの。
- ③ 相手方から開示を受け、又は知得した後に、当該秘密情報受領者の責めに帰し得ない事由により公知となったもの。
- ④ 正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を伴わずに、当該秘密情報受領者が入手したものの。
- ⑤ 独自に開発したものの。
- ⑥ 法令により開示を求められたもの。但し、開示前に相手方に対し、開示先、開示内容その他関連する事項を書面で通知するものとする。

2 甲及び乙は、秘密情報を自らのスタッフ、並びに本目的に係わる医療機関に開示する場合、治験の計画・実施に係る者に限定し、本契約の義務を遵守させるものとする。

3 甲及び乙は、治験の計画・実施に係る秘密情報を、他の情報と明確に区別し、善良なる管理者としての注意をもって管理しなければならない。

第3条（個人情報の保護）

甲及び乙は、相手方から開示又は提供された秘密情報の中に、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条に定めるものをいう。）が含まれている場合、その保管については個人情報の保護に関する法律その他関連法規の定めるところに従い、滅失、毀損、盗難、漏洩、流出等のないように万全の措置を講じるものとする。

第4条（目的外使用の禁止）

甲及び乙は、秘密情報を治験の計画・実施の目的のみに使用し、その他の目的に使用してはならない。

第5条（複写・複製）

甲及び乙は、治験の計画・実施に必要な範囲に限り、相手方の秘密情報を複写・複製することができる。

第6条（成果の取扱）

治験の計画・実施の過程で、又は治験の計画・実施の結果で、発明、考案、意匠、ソフトウェア、ノウハウ等の成果が生じたときは、甲又は乙が相手方の秘密情報によらずに単独で生ぜしめた成果は、当該成果を生ぜしめた当事者に帰属するものとする。それ以外の場合、権利の帰属については甲乙協議の上、定める。

第7条（破棄）

甲及び乙は、本契約が終了した場合、相手方の秘密情報及びその複製・複製物を直ちに相手方の指示に従い、破棄するものとする。

第8条（解除及び損害賠償）

甲又は乙は、相手方が本契約に違反したときは何らの催告なしに本契約を解除することができる。

2 甲又は乙は、相手方の契約違反により損害を被った場合、相手方に対し、その損害の賠償を請求する権利を有する。

第9条（有効期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から〇年間とする。ただし、書面による甲乙同意した場合は、かかる期間を延長することができる。

2 甲及び乙は、本契約終了後も第2条、第3条、第4条、第6条、第8条の規定につき、本契約終了後もその義務を負う。

第10条（協議事項）

本契約に定めのない事項、及び本契約の定め疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
認知症臨床研究・治験ネットワーク運営委員会
委員長 鷺見 幸彦 印

乙（製薬会社名）

（所属）

（氏名）

印